

原子力規制庁の主な対応（1月9日以降）

（東京電力福島第一原子力発電所関連）

平成25年2月6日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【1月10日】

- ・原子力規制委員会において設置された特定原子力施設監視・評価検討会による東京電力福島第一原子力発電所の現地調査(2回目)が実施されました。現地調査の結果については、1月24日に行われた特定原子力施設監視・評価検討会第2回会合において報告されました。
(P.3)

【1月21日】

- ・東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)及び東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(政府事故調)の報告書の提言を受けた政府の取組状況について政府全体としてフォローアップを行う「東京電力福島原子力発電所事故に関し国会及び政府に設けられた委員会の提言のフォローアップに関する有識者会議」の第3回会議が行われ、原子力防災に係る原子力規制庁の取組状況に関するヒアリング等が行われました。
(P.11)

【1月30日】

- ・第25回原子力規制委員会において、昨年12月3日～18日に東京電力福島第一原子力発電所に対して行われた保安検査(平成24年度第2回保安検査)報告書が報告され、公表されました。
(P.33)

【2月1日】

- ・特定原子力施設監視・評価検討会第3回会合が実施され、多核種除去設備の運転開始に当たっての安全評価等について検討が行われました。
(P.39)

（以上）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の 特定原子力施設の第2回現地調査について

2013年1月24日
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

1. 日程

平成25年1月10日（木）9：00～16：40

2. 目的

平成24年12月7日に東京電力株式会社より提出のあった「特定原子力施設に係る実施計画」については、特定原子力施設監視・評価検討会において評価を行うこととしている。

評価にあたっては、現場の状況を把握した上で議論を行うことが必要であるため、監視・評価検討会メンバーによる現地調査を行った（2回目）。

3. 参加者

【原子力規制委員会】

更田 豊志 委員

【外部専門家】

ひがし ゆきひろ 東 之弘 いわき明星大学 教授

やまもと あきお 山本 章夫 名古屋大学 教授

【原子力規制庁】

大村 哲臣 安全規制管理官（BWR 担当）

金城 慎司 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

【(独)原子力安全基盤機構】

平野 雅司 総括参事

他3名

4. 工程（確認ルートマップ参照）

10：00 免震重要棟着

- ・設備状況の確認（制御室）
- ・防護装備着用（タイベックスーツ、全面マスク）

11：45 免震重要棟発

構内設備状況の確認（構内用バス利用）

- ① 原子炉注水ポンプ、処理水貯蔵タンク
- ② 乾式キャスク仮保管設備
- ③ 多核種除去設備（ALPS）
- ④ セシウム吸着塔一時保管施設
- ⑤ 1～4号機外観（廃スラッジ一時保管施設）
- ⑥ 滞留水タンク群
- ⑦ 1～4号機海側設備
- ⑧ 乾式キャスク保管庫
- ⑨ 5、6号機海水設備（メガフロート係留状況）
- ⑩ 非常用ディーゼル発電機6B
- ⑪ 瓦礫等一時保管エリア
- ⑫ 夜ノ森線鉄塔倒壊現場
- ⑬ モニタリングポスト（MP7）

14：30 免震重要棟着

5. 現地調査概要

(1) 原子炉注水ポンプ関連施設の確認（処理水バッファタンク、ホウ酸水タンク等）



(2) 乾式キャスク仮保管設備の建設状況の確認



(3) 多核種除去設備の建設状況の確認



(4) 高性能容器（HIC）の取扱いの確認



(5) 高性能容器 (HIC) の搭載状況の確認



(6) 高性能容器 (HIC) の一時保管施設への移送の確認



(7) 高性能容器（HIC）の一時保管施設への移送作業の確認



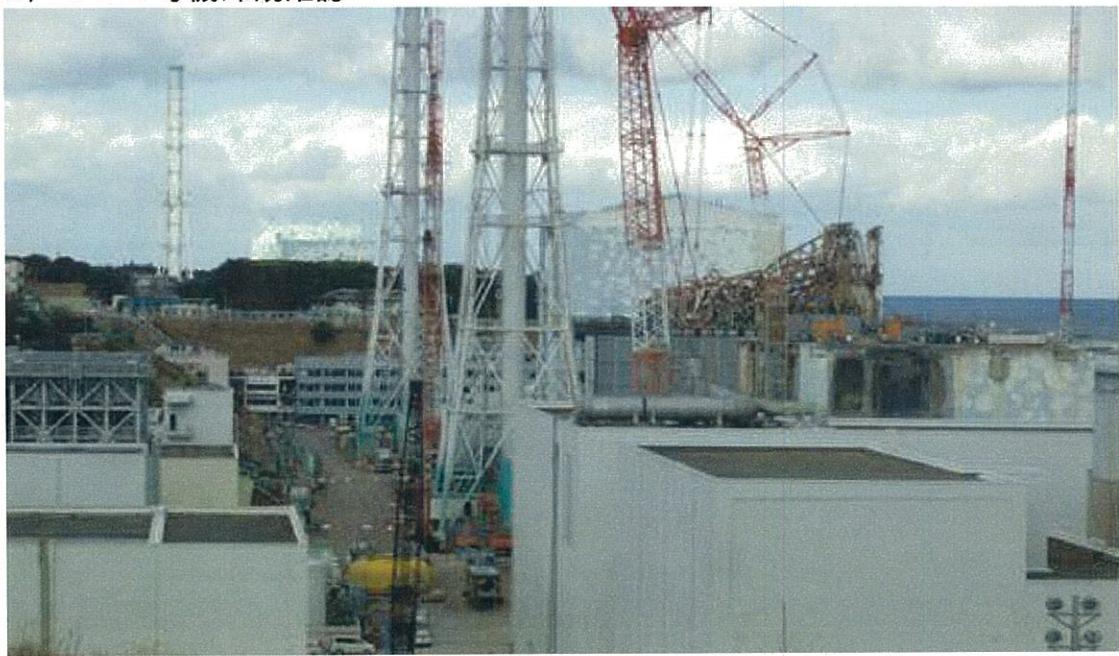
(8) セシウム吸着塔一時保管状況の確認



(9) セシウム吸着塔一時保管施設の確認



(10) 1～4号機外観確認



(11) メガフロートの係留状況の確認



(12) 覆土式一時保管施設の確認

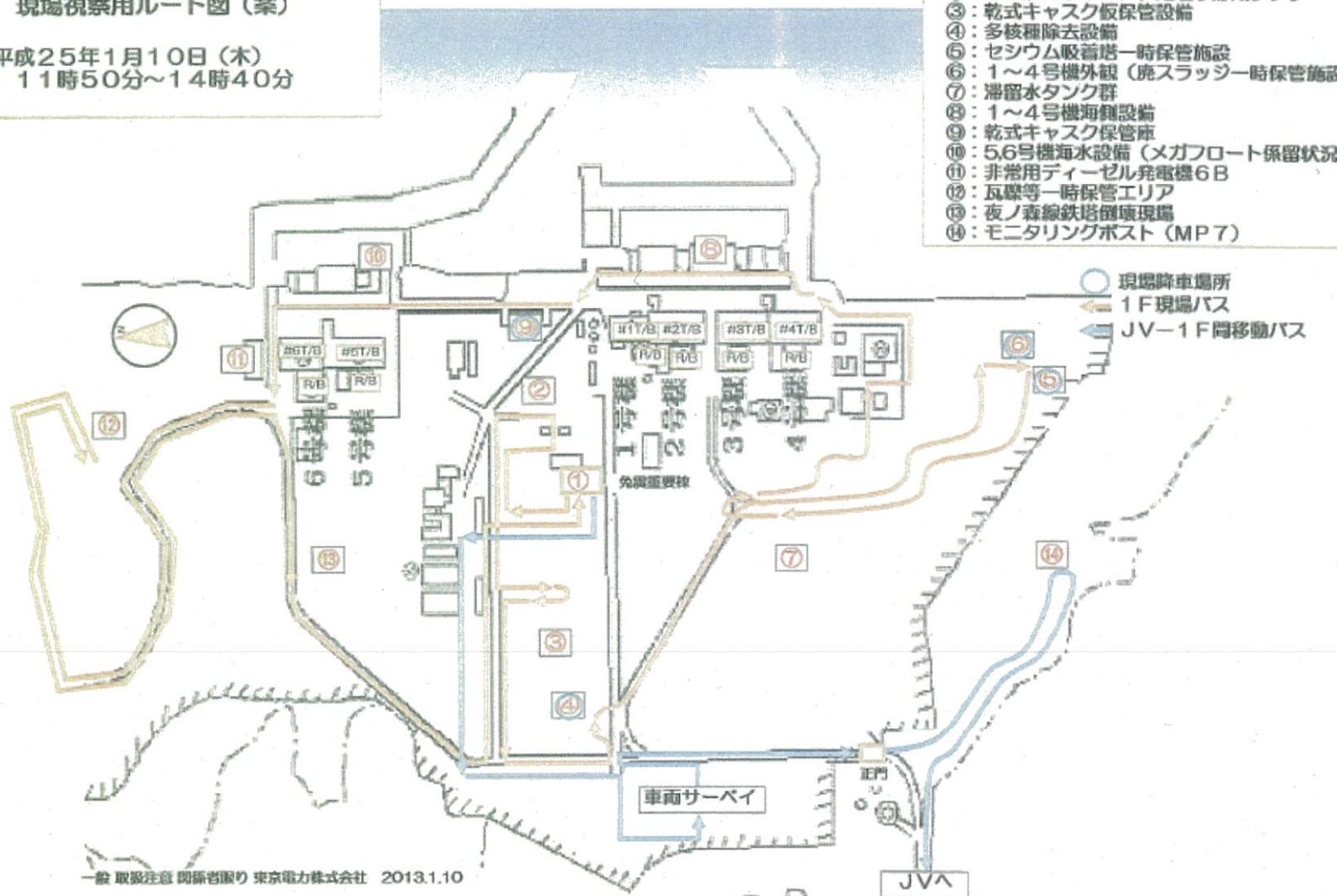


注) 一部確認場所については、核物質防護の観点から記載を控えさせていただいております。

原子力規制委員会 1F 視察
現場視察用ルート図（案）

平成25年1月10日（木）
11時50分～14時40分

- ①：免震重要棟
- ②：原子炉注水ポンプ、処理水貯蔵タンク
- ③：乾式キャスク仮保管設備
- ④：多核種除去設備
- ⑤：セシウム吸着塔一時保管施設
- ⑥：1～4号機外観（廃スラッジ一時保管施設）
- ⑦：滞留水タンク群
- ⑧：1～4号機海側設備
- ⑨：乾式キャスク保管庫
- ⑩：5,6号機海水設備（メガフロート係留状況）
- ⑪：非常用ディーゼル発電機6B
- ⑫：瓦礫等一時保管エリア
- ⑬：夜ノ森線鉄塔倒壊現場
- ⑭：モニタリングポスト（MP 7）



<確認ルートマップ>

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	政府事故調提言（1）1.
提言内容	<p>○複合災害を視野に入れた対策に関する提言 今後、原子力発電所の安全対策を見直す際には、大規模な複合災害の発生という点を十分に視野に入れた対応策の策定が必要である。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○平成24年9月19日に施行された原子力規制委員会設置法において原子力災害対策特別措置法を改正し、大規模な自然災害等による原子力災害の発生も想定して対応策を整備することを国の責務として明確化。</p> <p>○防災基本計画や原子力災害対策マニュアルの改定において、以下の取組を反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な自然災害に対応する緊急災害対策本部と原子力災害対策本部との間で物資調達・輸送等の業務を連携協力の下で実施すること ・自治体職員も含め複合災害に対応できるよう参集要員を確保すること <p>○原子力災害対策指針において、複合災害等を想定した訓練の実施や諸設備の整備を規定。</p> <p><予算措置></p> <p>○以下のとおり、複合災害も想定した原子力災害対応に必要なインフラを整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央と現地の各拠点(官邸、ERC、OFC 及び県庁)をつなぐテレビ会議システム等の通信設備を整備するとともに、テレビ会議やE RSSについて衛星通信も配備。 ・オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や備蓄物資の拡充、代替オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材の整備を実施(平成24年度62.3億円)。
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○今後、複合災害も想定した様々な防災訓練等を通じて、不斷に防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を隨時改定するなどして、更なる改善を図る。</p>

内閣府（原子力防災）/原子力規制庁 提出個票

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	政府事故調提言（1）③。
提言内容	<p>○「被害者の視点からの欠陥分析」に関する提言 事故が起きると広範囲の被害をもたらすおそれのある原子力発電所のようなシステムの設計、設置、運用にあたっては、地域の避難計画を含めて、安全性を確実なものにするために、事業者や規制関係機関による、「被害者の視点」を見据えたリスク要因の点検・洗い出しが必要であり、こうした取組を定着させるべきである。</p> <p>なお、住民の避難計画とその訓練については、原発事故による放射性物質の飛散範囲が極めて広くなることを考慮して、県と関係市町村が連合して、混乱を最小限にとどめる実効性のある態勢を構築すべきである。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○平成24年10月31日に策定した原子力災害対策指針において、原子力災害対策に係る計画を策定する際や原子力災害対策を実施するに当たって、「住民の視点に立った防災計画を策定」すべきであるという考え方を規定。</p> <p>○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。</p> <p><オンライン対応（プラントの事故収束対応）> 電力本店等に事業者との連絡調整拠点（原子力施設事態即応センター）を設置、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。</p> <p><オフサイト対応（住民の放射線防護・生活支援）> オフサイトセンターに自治体等との連絡調整拠点（現地対策本部）を設置、環境省政务や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。</p> <p>○加えて、避難等の防護措置を講じる区域が広範囲になることを踏まえ、即時避難を実施するためのPAZ（概ね5kmを目安）や状況に応じて避難等を実施するためのUPZ（概ね30kmを目安）を設定するなど、オフサイト対応に関する措置を強化した。</p> <p><予算措置></p> <p>○中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点間（官邸、ERC、OFC及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。</p>
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、こうした体制を見直し、不斷に防災体制の強化を図る。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	政府事故調提言（1）④・③
提言内容	<p>4. 防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言 ③ 今後は原発立地の領域における災害リスクを注視すべきである。原子力発電所の防災対策は保安院の担当とされてきたが、中央防災会議の方針は原子力発電所の防災対策にも密接に関連することから、中央防災会議においても原子力発電所を念頭に置いた検討を行うべきである。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定> (防災基本計画の修正)</p> <p>○平成23年12月27日開催の中央防災会議において、以下の内容等について防災基本計画を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所等が設置されている地域において想定地震や想定津波を検討する際には、地震の震源域や津波の波源域の詳細な調査分析を行うようこと。 ・地震、津波等による大規模な自然災害等により対策拠点施設（オフサイトセンター）が機能不全になった時に備え、あらかじめ代替施設を指定しておくこと。 (内閣府防災との連携強化) <p>○以下のような併任職員を中心として情報共有等を図ることで、内閣府防災との連携を一層強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に原子力災害対策担当室を設置し、原子力規制庁次長以下の原子力規制庁職員を併任発令。 ・加えて、原子力規制庁職員からの併任者により構成されている内閣府原子力災害対策担当室に、避難所運営等を担当している内閣府防災担当の職員である被災者行政担当参事官及び参事官補佐1名を併任発令。 ・内閣府防災担当に「原子力防災担当参事官」を設置した上で、内閣府原子力災害対策担当室参事官である原子力規制庁原子力防災課長を併任発令等を実施。
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○今後も引き続き内閣府原子力防災担当、内閣府防災、文部科学省等と連携を図りつつ、防災に係る検討を行う。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個別）

担当府省	内閣府(原子力防災)
提言該当箇所	政府事故調提言（3）2.
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策本部の在り方に関する提言 一般に、原子力災害が発生した場合、できる限り情報入手が容易で、現場の動きを把握しやすい、現場に近い場所に対策の拠点が設置される必要がある。正確な情報を迅速に入手することは、いうまでもなく原子力災害対策の基本である。電力事業者の本社本店に移動することなく、官邸等、政府施設内にいながら、より情報に近接することのできる仕組みの構築が検討されるべきである。
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定> (複合災害への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を以下のとおり確保。 <ul style="list-style-type: none"> ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、OFC及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。 <p>(オンサイト・オフサイトの体制構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。 <p><オンサイト対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。 <p><オフサイト対応></p> <ul style="list-style-type: none"> オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。 <ul style="list-style-type: none"> ○原災法の改正により原子力災害対策本部を以下のとおり拡充。 <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉の事故について、従来の経産大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てる。 ・本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てる。 <p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○複合災害も想定した原子力災害対応に必要なインフラを整備するため、オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や備蓄物資の拡充、代替オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材

今後の対応、検討の方針	の整備を実施（平成24年度62.3億円）。
	○原子力規制委員会発足後、様々な防災訓練等を通じて、不断に防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画及び原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、更なる改善を図る。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個別）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	政府事故調提言（3）1.
提言内容	<p>○原災時の危機管理態勢の再構築に関する提言</p> <p>今回の事態を教訓に、原子力事故と地震・津波災害との複合災害の発生を想定した原災マニュアルの見直しを含め、原子力災害発生時の危機管理態勢の再構築を早急に図る必要がある。その検討に当たっては、オフサイトセンターの強化という観点に加えて、そもそも現地対策本部に係る機関が参集して事故対応に当たるという枠組みでは対応できない事態が発生した場合に、どのような態勢で対応に当たるべきかについても具体的に検討し、必要な態勢を構築しておく必要がある。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>(複合災害への対応)</p> <p>○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への係る機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を以下のとおり確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報収集・意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、OFC及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。 <p>(オンサイト・オフサイトの体制構築)</p> <p>○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。</p> <p><オンサイト対応></p> <p>電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。</p> <p><オフサイト対応></p> <p>オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。</p> <p>○中央から派遣される職員が到着し、現地対策本部が起動するまでの間は、原子力規制委員会の緊急時対応センター（ERC）が地元自治体と連絡調整等のバックアップを行う。</p> <p>○現地対策本部の対応拠点であるオフサイトセンターの機能要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを平成24年9月に策定。</p> <p><予算措置></p> <p>○複合災害も想定した原子力災害対応に必要なインフラを整備する</p>

	ため、オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や備蓄物資の拡充、代替オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材の整備を実施（平成24年度62.3億円）。
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○複合災害を想定した様々な防災訓練等を通じて、防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を随時改定するなどして、不断に更なる改善を図る。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府(原子力防災)
該当箇所	政府事故調提言（3）3.
提言内容	<p>○オフサイトセンターに関する提言</p> <p>政府は、オフサイトセンターが放射能汚染に十分配慮していないことにより使用不能に陥ったことを踏まえ、大規模災害にあっても機能を維持できるオフサイトセンターとなるよう、速やかに適切な整備を図る必要がある。</p>
対応の状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○平成23年度から、累次の予算措置により、オフサイトセンターの機能拡充のため、以下の措置を実施。(平成24年度62.3億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備の強化 ・防護服・マスク・飲食料の備蓄拡充 ・代替オフサイトセンター移転を考慮した通信資機材等の整備 <p>○原子力安全・保安院において、オフサイトセンターの在り方に関する専門家による意見聴取会を開催(平成24年5月～7月の計4回)、以下の基本的考え方を整理し、平成24年8月に報告書を取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地地点は原則PAZ(5km)圏外・UPZ(30km)圏内 ・耐震性や非常電源、放射線防護設備等の機能強化 ・UPZ以遠における代替オフサイトセンターの確保 等 <p>○改正原子力災害特別措置法の施行に併せて、オフサイトセンターの要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを平成24年9月に策定。</p>
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○オフサイトセンターの立地道府県において、上記の省令改正やガイドラインに基づく施設状況の総点検を行った上で、その結果に応じて施設の移転や設備増強を図る。</p> <p><予算措置></p> <p>○国は、立地道府県に対し、平成24年度の緊急時安全対策交付金を活用して、施設の移転や放射線防護設備の導入等に必要な調査・設計費用を支援するとともに、新たな施設の工事費用に対する財政支援につき来年度の予算要求をしている(139.6億円)。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言（4）1.
提言内容	<p>○広報とリスクコミュニケーションに関する提言</p> <p>国民と政府機関との信頼関係を構築し、社会に混乱や不信を引き起こさない適切な情報発信をしていくためには、関係者間でリスクに関する情報や意見を相互に交換して信頼関係を構築しつつ合意形成を図るというリスクコミュニケーションの視点を取り入れる必要がある。緊急時における、迅速かつ正確で、しかも分かりやすく、誤解を生まないような国民への情報提供の在り方について、しかるべき組織を設置して政府として検討を行うことが必要である。広報の仕方によっては、国民にいたずらに不安を与えることもあることから、非常時・緊急時において広報担当の官房長官に的確な助言をすることのできるクライシスコミュニケーションの専門家を配置するなどの検討が必要である。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画></p> <p>○10月31日に策定した「原子力災害対策指針」において、緊急時においての住民等への情報提供の体制整備のみならず、平時からの住民等への情報提供についても基本的な考え方を規定。</p> <p>○現在見直しを進めている原子力災害基本計画や原子力災害対策マニュアルの改定において、原子力規制委員会のとりまとめの下、モニタリング、ERSS等の情報集約と公表を行うことを明確化。</p> <p><その他></p> <p>○原子力規制庁に報道官を配置し、定期的に記者へのブリーフィングを行うことで、各種メディア媒体を通して、国民への適切な情報提供を行っている。</p>
今後の対応・検討方針	<p><その他></p> <p>○想定を超える事象への対応能力不足等、分かりやすい説明が十分にできなかったことから、研修や訓練等により、広報担当者の能力向上に努める。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
該当箇所	政府事故調提言（4）2.
提言内容	<p>○モニタリングの運用改善に関する提言</p> <p>① モニタリングシステムが肝心なときにデータ収集ができないなどの機能不全に陥らないよう、単に地震のみでなく、津波・高潮・洪水・土砂災害・噴火・強風等の様々な事象を想定してシステム設計を行うとともに、それらの事象の二つ以上が重なって発生する複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。また、モニタリングカーについて、地震による道路の損傷等の事態が発生した場合の移動・巡回等の方法に関して必要な対策を講じるべきである。</p> <p>② モニタリングシステムの機能・重要性について、関係機関及び職員の認識を深めるために、研修の機会を充実させる必要がある。</p>
対応の状況 (12月現在)	<p><予算措置></p> <p>○事故後、福島県に設置しているモニタリングポストは、ソーラーパネルによる自己発電及び無線通信方式を導入。</p> <p>○平成23年度第3次補正において、万一の事故に備えた体制を整備・確保するために、全国の原子力安全事務所に計3台のモニタリングカーを追加で整備（平成23年度3次補正：96百万円）。</p> <p><その他></p> <p>○平成24年度から新たに、現地で緊急時モニタリングに従事する自治体職員を対象としたモニタリング実務研修を実施している。</p>
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○平成24年12月に、原子力規制委員会において原子力災害対策指針の見直しをおこなうため、緊急時モニタリングの在り方に関する検討チームを設置し、検討を実施している。平成24年度内に結果をとりまとめ、原子力災害対策指針への反映を行う。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
該当箇所	政府事故調提言（4）3.
提言内容	<p>○SPEEDI システムに関する提言</p> <p>被害住民の命、尊厳を守る視点を重視して、被害拡大を防止し、国民の納得できる有効な放射線情報を迅速に提供できるよう、SPEEDI システムの運用上の改善措置を講じる必要がある。今後は、様々な複合要因に対して、システムの機能が損なわれることのないよう、ハード面でも強化策が講じられる必要がある。</p>
対応の状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力災害時の SPEEDI の活用のあり方について現在検討中。</p> <p>○なお、原子力災害時により適切に情報を提供できるよう、以下の点についても検討中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放出量推定機能の強化 ・計算領域の拡大 <p>○また、現在、SPEEDI の結果の提供方法の多様化の一環として、インターネットや電子メール等を用いて SPEEDI の計算結果の提供を行っているところであるが、引き続き、適切かつ迅速な結果の公表のあり方について検討中。</p>
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○平成25年1月までに、原子力災害時の SPEEDI の活用のあり方についての検討結果をとりまとめ、原子力災害対策指針へ反映予定。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府(原子力防災)
該当箇所	政府事故調報告書提言（4）4.
提言内容	<p>○住民避難の在り方に関する提言</p> <p>① 重大な原発事故が発生した場合に、放射性物質がどのように放出され、風等の影響でどのように流され、地上にはどのように降ってくるのかについて、また、放射線被ばくによる健康被害について、住民が常日頃から基本的な知識を持っておけるよう、公的な啓発活動を行うことが必要である。</p> <p>② 地方自治体は、原発事故の特異さを考慮した避難態勢を準備し、実際に近い形での避難訓練を定期的に実施し、住民も真剣に訓練に参加する取組が必要である。</p> <p>③ 避難に関しては、数千人から十数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭に置いて、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水・食糧の確保等について具体的な計画を立案するなど、平常時から準備しておく必要がある。特に、医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における重症患者、重度障害者等、社会的弱者の避難については、格別の対策を講じる必要がある。</p> <p>④ 以上のような対策を地元の市町村任せにするのではなく、避難計画や防災計画の策定と運用について、原子力災害が広域にわたることも考慮して、県や国も積極的に関与していく必要がある。</p> <p>⑤ 今回の事故以前の原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、原子力発電所から 8~10km 圏内とすることを大前提に、仮想事故を相当に上回る事故の発生時でも十分対応可能であるとみなして設定されていたが、今回の事故に鑑み、どのような事故を想定して避難区域等を設定するのか再検討することが必要である。また、原子力災害の際の国の責任の重要性に鑑み、単に住民避難等の原子力施設敷地外の対応にとどまらず、事業者と協議しつつ原子力災害の際に事業者への支援や協力として国が行うべきことの内容を検討すべきである。</p>
対応の状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>(原子力災害対策指針の策定)</p> <p>○平成24年10月31日に策定した原子力災害対策指針において、以下のとおり規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から、放射性物質の放出形態や原子力災害の特殊性、放射線被ばくの防護措置等に関して住民等への情報の提供を行うこと。 ・ 原子力災害対策重点区域の住民等も含めた関係者との連携のための総合的な防災訓練や実地に近い形の防災訓練を行うこと。 ・ 即時避難が必要なPAZ（概ね5kmを目安）や状況に応じて避難等を実施するUPZ（概ね30kmを目安）の導入。

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難の際の社会的弱者等のような自力避難が困難な要援護者に対して配慮すること。 ・ UPZに含まれる地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要であること。 <p>○避難を含めた防護措置の実施基準となるEAL、OILについては、原子力規制委員会において、自治体からの意見を聴取しつつ、以下の検討チームによる検討中。</p> <p>原子力災害事前対策等に関する検討チーム</p> <p>(※) 原子力災害事前対策等に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IAEAと我が国それぞれの緊急事態区分の比較整理 ・ 緊急事態区分に応じた住民の放射線被ばく防護措置の整理 ・ 緊急事態区分を判断するための原子力施設の状態（EALに相当）及びその状態に応じて原子力事業者が講じるべき措置 ・ IAEA及びICRPの放射線量率基準の導入の考え方 ・ 放射線量率の測定及びその結果等に基づく各種防護措置（避難、案内ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限等）の実施基準等（OILに相当）の整理 <p>(地域防災計画の改定支援)</p> <p>○各自治体における避難計画を含む地域防災計画（各自治体が主体的に作成）の改定に向けた検討に対して、国として、説明会の実施、地域防災計画作成マニュアルの作成による支援を実施した。</p> <p>【地域防災計画作成マニュアル（原子力災害対策編）のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事態の長期化に備えた動員体制等の構築 ・ 連絡作業手順のフローチャート化等の情報連絡体制整備 ・ 災害時要援護者の屋内退避、避難収容等の防護活動の実施計画整備 ・ 他の自治体や関係機関、企業等との応援協定締結等による体制拡大・強化 <p>○UPZに含まれる地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が複数の道府県間の広域的な地域防災に関する協議会を開催し、区域内での対策の整合を図る等の調整を実施している（福井県内の各原発（福井県、滋賀県、京都府、岐阜県）、玄海原発（佐賀県、長崎県、福岡県）、島根原発（島根県、鳥取県、関係市）、志賀原発（石川県、富山県）伊方原発（愛媛県、山口県））。</p>
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力災害事前対策等に関する検討チームの今後の予定は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年のできる限り早い段階でEAL・OILの考え方取り

	<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映 <p>○大規模な複合災害を想定した広域避難の枠組みの検討が必要であり、各自治体での避難計画への反映、訓練の実施について、国として支援する。</p>
--	---

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
該当箇所	政府事故調提言（4）5.
提言内容	<p>○安定ヨウ素剤の服用に関する提言</p> <p>現在、安定ヨウ素剤の服用については、基本的に国の災害対策本部の判断に委ねる運用となっているが、各自治体等が独自の判断で住民に服用させることができる仕組み、事前に住民に安定ヨウ素剤を配布することの是非等について、見直すことが必要である。</p>
対応の状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○平成24年10月31日に策定した原子力災害対策指針において、PAZにおいては、即時避難と同時に安定ヨウ素剤の投与の指示を行い、住民等が、避難所等において医療関係者の指示の下、服用できることとし、投与指示については原子力規制委員会が一義的な判断を行うことを規定した。</p> <p>○また、安定ヨウ素剤の投与の判断基準、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方など、詳細な検討を必要とする事項について、有識者から意見聴取するため、以下の検討チームを設置し、検討している。</p> <p>①緊急被ばく医療に関する検討チーム</p> <p>(※) 緊急被ばく医療に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急被ばく医療協力体制 ・人のスクリーニングの実施 ・安定ヨウ素剤の予防服用 <p>②原子力災害事前対策等に関する検討チーム</p> <p>(※) 原子力災害事前対策等に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEAと我が国それぞれの緊急事態区分の比較整理 ・緊急事態区分に応じた住民の放射線被ばく防護措置の整理 ・緊急事態区分を判断するための原子力施設の状態（EALに相当）及びその状態に応じて原子力事業者が講じるべき措置 ・IAEA及びICRPの放射線量率基準の導入の考え方 ・放射線量率の測定及びその結果等に基づく各種防護措置（避難、案内ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限等）の実施基準等（OILに相当）の整理
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○安定ヨウ素剤の事前配付に係る具体的な実施内容について引き続き専門的・技術的検討をしていく。</p> <p>○各検討チームの今後の予定は以下のとおり</p> <p>①緊急被ばく医療に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月目途：緊急被ばく医療のあり方取りまとめ ・取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映

	<p>②原子力災害事前対策等に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年のできる限り早い段階でEAL・OILの考え方取りまとめ ・取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映
--	--

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
該当箇所	政府事故調提言（4）6.
提言内容	<p>○緊急被ばく医療機関に関する提言</p> <p>　今回のよなシビアアクシデントが発生した場合においても緊急被ばく医療が提供できるよう、緊急被ばく医療機関を原子力発電所周辺に集中させず、避難区域に含まれる可能性の低い地域を選定し、そこに相当数の初期被ばく医療機関を指定しておくとともに、緊急被ばく医療機関が都道府県を超えて広域的に連携する体制を整える必要がある。</p>
対応の状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○平成24年10月31日に策定した原子力災害対策指針において、平時から準備されている災害医療組織を活用することなど、緊急被ばく医療体制の整備に関する基本的な考え方を示した。</p> <p>○更に、緊急救急医療体制における被ばく医療の実施等についての、詳細な検討を必要とする事項について、有識者から意見聴取するため、以下の検討チームを設置し、検討している。</p> <p>緊急被ばく医療に関する検討チーム</p> <p>(※) 緊急被ばく医療に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急被ばく医療協力体制 ・人のスクリーニングの実施 ・安定ヨウ素剤の予防服用
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○各検討チームの今後の予定は以下のとおり</p> <p>緊急被ばく医療に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月目途：緊急被ばく医療のあり方取りまとめ ・取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言2-1)
提言内容	<p>○政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定> (原子力災害対策本部の拡充)</p> <p>○原災法の改正により原子力災害対策本部を以下のとおり拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉の事故について、従来の経産大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てる。 ・本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てる。 <p>○原子力災害対策本部における役割分担を以下のとおり明確化。 (原子力災害対策特別措置法20条2項、3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。 ・オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係省庁が対応。 <p>(複合災害への対応)</p> <p>○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を以下のとおり確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、OFC及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。 <p>(現地の対応体制強化)</p> <p>○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。</p> <p><オンサイト対応></p> <p>電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。</p> <p><オフサイト対応></p> <p>オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。</p>

今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、こうした体制を見直し、不断に防災体制の強化を図っていく。</p>
-------------	--

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言 2-2)
提言内容	○放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体が中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定> (複合災害への対応)</p> <p>○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を以下のとおり確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、OFC及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。 <p>(現地対応体制の強化)</p> <p>○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。</p> <p><オンサイト対応></p> <p>電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。</p> <p><オフサイト対応></p> <p>オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。</p> <p>(原子力災害対策指針の策定)</p> <p>○原子力災害対策指針において、避難等の防護措置を講じる区域が広範囲になることを踏まえ、即時避難を実施するためのPAZ（概ね5kmを目安）や状況に応じて避難等を実施するためのUPZ（概ね30kmを目安）を設定するなど、オフサイト対応に関する措置を強化。</p>
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○様々な防災訓練等を通じて、オフサイト体制を見直し、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、不斷に防災体制の強化を図る。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言 2-3)
提言内容	○事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たり的な指示・介入を防ぐ仕組みとする。
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定> (事業者の責任)</p> <p>○平成24年9月19日に施行された原子力規制委員会設置法において原子炉等規制法を改正し、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等を明確化。また、原子力災害対策指針においても、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化。</p> <p>(訓練の実効性の確保)</p> <p>○原子力災害特別措置法の改正により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告と、その要旨の公表を義務化。また、原子力規制委員会は、当該報告に対し、防災訓練の方法その他の改善命令をすることができる。</p> <p>(シビアアクシデント対策)</p> <p>○原子炉等規制法の改正により、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化を法定化。</p> <p>○新規制の実施に当たり、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」にてシビアアクシデント対策等に関わる新基準に係る骨子案を策定中。</p> <p>○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年9月14日施行）により、原子力事業者の防災業務計画に以下の点を盛り込むことを規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事対策所（重要免震棟等）の整備・運用 ・原子力事業者災害対策支援拠点の整備・運用 ・原子力施設事態即応センターの整備・運用 ・原子力事業所内情報伝送設備の整備・運用 <p>(原子力災害対策本部における役割分担)</p> <p>○原子力災害対策本部における役割分担を以下のとおり明確化。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法20条2項、3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。 ・オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係省庁が対応。

今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> (事業者の責任、訓練の実効性確保)
	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も原子力規制委員会において、事業者の事故対応体制を継続的に確認し、改善を促す。 ○原子力事故の際に、事業者、規制機関、政府の明確な役割分担、緊密な連携の下で対応できるよう、様々な防災訓練等を通じて、事故対応体制を見直し、不断に防災体制の強化を図る。 (シビアアクシデント対策) ○「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」の今後のスケジュールは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月目途：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。 ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。 ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言5～4)
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ○一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定> (役割分担の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策本部における役割分担を以下のとおり明確化。 (原子力災害対策特別措置法20条2項、3項) <ul style="list-style-type: none"> ・技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。 ・オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係省庁が対応。 ○平成24年9月6日に修正された防災基本計画においても各当事者の役割分担について明確化されるとともに、官邸の意思決定や情報発信機能の強化などが行われた。 (複合災害への対応) ○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う体制を以下のとおり確保。 <ul style="list-style-type: none"> ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、E R C、O F C及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○一元化された原子力規制に係る業務の相乗効果を通して、効果的な原子力規制行政を進めていくこととなる。 ○緊急時の対応体制についても、引き続き、様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画・原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、防災業務の実施体制や関係省庁との役割分担を見直し、不断に防災体制の強化を図っていく。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個別）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言 6 2)
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定> (事業者責任の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成24年9月19日に施行された原子力規制委員会設置法において原子炉等規制法を改正し、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等を明確化した。また、原子力災害対策指針においても、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。 (訓練の実効性の確保) ○原子力災害特別措置法の改正により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告と、その要旨の公表を義務化。また、原子力規制委員会は、当該報告に対し、防災訓練の方法その他の改善命令をすることができる。 (シビアアクシデント対策) ○原子炉等規制法の改正により、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化を法定化。 ○新規制の実施に当たり、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」にてシビアアクシデント対策等に関わる新基準に係る骨子案を策定中。 ○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年9月14日施行）により、原子力事業者の防災業務計画に以下の点を盛り込むことを規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事対策所（重要免震棟等）の整備・運用 ・原子力事業者災害対策支援拠点の整備・運用 ・原子力施設事態即応センターの整備・運用 ・原子力事業所内情報伝送設備の整備・運用 <p>(各当事者の役割分担)</p> ○原子力災害対策本部における役割分担を以下のとおり明確化。 (原子力災害対策特別措置法20条2項、3項) <ul style="list-style-type: none"> ・技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。 ・オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部长（内閣総理大臣）指示に基づき関係省庁が対応。 ○平成24年9月6日に修正された防災基本計画においても各当事

	者の役割分担について明確化。
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定> (事業者責任の明確化・訓練の実効性確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会において、事業者の事故対応体制を継続的に確認し、改善を促していくこととなる。 ○原子力事業者・規制機関・政府の明確な役割分担、緊密な連携の下で対応できるよう、改正原子力災害対策特別措置法を適切に運用していくこととなる。 (シビアアクシデント対策) ○「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」の今後のスケジュールは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月目途：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。 ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。 ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。

東京電力福島第一原子力発電所事故に関し
国会及び政府に設けられた委員会の提言への対応等
(第3回:原子力防災関係)

平成25年1月21日
内閣府(原子力防災)／原子力規制庁

目 次

4. 原子力防災体制の整備について

(1) 原子力防災に関する基本的な考え方	…P3
(2) オンサイトに関する緊急時対応の強化	…P4
①事業者責任の明確化	
②原子力規制委員会を中心とした体制の強化	
(3) オフサイトに関する対応等	
①原子力規制委員会による原子力災害対策指針の策定	…P10
②内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組	…P13
ア 地域防災計画の策定支援	
イ オフサイトセンターの整備	
ウ モニタリング	
エ 防災訓練	
オ 複合災害への対応強化	

(1)原子力防災に関する基本的な考え方

原子力規制委員会設置に伴い、原子力災害対策に係る平時、緊急時の政府内の役割分担は、以下のように規定されている。

○緊急時の対応

原子力災害対策本部における役割分担は以下のとおり。

- ・技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。
- ・住民避難支援をはじめとするオフサイト対応全般は、本部長(内閣総理大臣)指示に基づき関係省庁が対応。

(※)原子力災害対策本部の拡充

今回の原災法の改正により原子力災害対策本部が以下のとおり拡充されている。

- ・発電用原子炉の事故について、従来の経産大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長(必要に応じて他の国務大臣等)を充てる。
- ・本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監(必要に応じて副大臣又は大臣政務官)を充てる。

○平時の対応

- ・原子力規制委員会は、原子力事業者、関係省庁、地方公共団体等による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等の円滑な実施を確保するための「原子力災害対策指針」を定める。
- ・「原子力災害対策指針」に基づき、原子力事故の発生に備えた政府の総合的な取組を推進するため、内閣に原子力防災会議を設置。

3

(参考1)「原子力防災会議」と「原子力災害対策本部」

- 「原子力防災会議」は平時において防災対策(実力部隊を含めた防災体制の整備や地方自治体が進める原子力防災計画に係る支援等)を進める。
- 「原子力災害対策本部」は、特定の原子炉で緊急事態が発生(原災法15条事象)した場合に設置される。
- いずれも、内閣総理大臣がヘッド。住民避難支援等については環境大臣(兼、原子力防災担当大臣)が補佐する。
- オンサイト対応(炉の鎮圧)は原子力規制委員会が担当。

平時・全国

原子力防災会議
(内閣に常設)

議長：内閣総理大臣
副議長：内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長等
議員：国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等
事務局長：環境大臣
事務局次長：原子力規制庁長官、
環境省水・大気環境局長

(役割)

- ・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等
- ・原子力事故が発生した場合の長期にわたる総合的な施策の実施の推進

緊急時・特定

原子力災害対策本部
(原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に内閣府に設置)

本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長等
本部員：国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等
事務局長：原子力規制庁長官

(役割)

- ・原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策の総合調整
- ・原子力災害事後対策の総合調整

4

(参考2)原子力防災会議について

・設置趣旨

平時から、政府全体としての原子力防災対策を進めるため、関係機関間の調整や計画的な施策遂行を図る役割を担うものとして、原子力基本法の改正により、平成24年9月19日、内閣に「原子力防災会議」を設置。

・組織構成

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長

議員：全国務大臣、内閣危機管理監

事務局長：環境大臣

・所掌事務(原子力基本法3条の4)

(i) 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進
(例) 地域住民の避難・屋内退避の指示の事前準備の推進等

(ii) 原子力事故が発生した場合において、多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進
(例) 地域住民の心身の健康チェック(健康診断等)等

・開催実績

平成24年10月19日、第一回原子力防災会議を開催し、原子力災害対策マニュアル改訂等報告。

5

(2) オンサイトに関する緊急時対応の強化

オンサイト対策は、事業者の責任を基本としつつ、専門的知見を有する原子力規制委員会が、原子炉事故の収束等のために、必要な助言・サポートを行う。

① 事業者責任の明確化

(これまでの対応状況)

<事業者責任の明確化>

○改正原子炉等規制法や原子力災害対策指針において、原子力事業者が、災害の防止に必要な措置を講ずる責務、原子力事故等の収束の一義的な責任を有することを明確化。

<訓練の実効性の確保>

○原子力災害対策特別措置法の改正により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告と、その要旨の公表を義務化。また、原子力規制委員会は、当該報告に対し、防災訓練の方法その他の改善命令をすることができる。

<シビアアクシデント対策>

○原子炉等規制法の改正により、重大事故(シビアアクシデント)対策を法定化。

○新規制の実施に当たり、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」にてシビアアクシデント対策等に関わる新基準に係る骨子案を策定中。

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令(平成24年9月14日施行)により、原子力事業者の防災業務計画に以下の点を盛り込むことを規定。

- ・緊急時対策所(免震重要棟等)の整備・運用
- ・原子力事業所災害対策支援拠点の整備・運用
- ・原子力施設事態即応センターの整備・運用
- ・原子力事業所内情報等伝送設備の整備・運用

6

(2) オンサイトに関する緊急時対応の強化②

(今後の対応、検討方針)

<事業者の責任、訓練の実効性確保>

○事業者、規制機関、政府の明確な役割分担、緊密な連携の下で対応できるよう、様々な防災訓練等を通じて、防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を随時改定するなどして、不斷に更なる改善を図る。

○今後も原子力規制委員会において、事業者の事故対応体制を継続的に確認し、改善を促す。

<シビアアクシデント対策>

○「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」の今後のスケジュールは以下のとおり。

・平成25年1月中目途：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。

・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。

・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。

7

(2) オンサイトに関する緊急時対応の強化③

② 原子力規制委員会を中心とした体制の強化

(これまでの対応状況)

<オンサイト対応に関する体制構築>

○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、

・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐する。

・電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣する体制を整備。

○中央から派遣される職員が到着し、現地対策本部が起動するまでの間は、原子力規制委員会のERCが地元自治体と連絡調整等のバックアップを行う。

<緊急参集体制の整備>

○原子力規制委員会において「原子力規制委員会 初動対応マニュアル」を策定し、大規模自然災害(原子力関連施設立地市町村・都道府県で震度5弱以上、大津波警報等)や事故(10条、15条通報等)等に即座に対応できるよう、委員長、委員等幹部は必要に応じ危機管理宿舎に入居することとした。

<複合災害への対応>

○大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、原子力災害対策マニュアルを見直し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う体制を以下のとおり確保。

・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点(官邸、ERC、OFC及び県庁)をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。

8

(2) オンサイトに関する緊急時対応の強化④

② 原子力規制委員会を中心とした体制の強化

(今後の対応、検討方針)

- 事業者、規制機関、政府の明確な役割分担、緊密な連携の下で対応できるよう、様々な防災訓練等を通じて、防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を隨時改定するなどして、不斷に更なる改善を図る。

9

(3) オフサイトに関する対応等

① 原子力規制委員会による原子力災害対策指針の策定

原子力災害対策指針の策定

原子力規制委員会は、原子力事業者、関係省庁、地方公共団体等による原子力災害予防対策、緊急事態対策等の円滑な実施を確保するための「原子力災害対策指針」を定めなければならない(原災法第6条の2)。

(これまでの対応状況)

- 平成24年10月31日、原子力災害対策指針を策定し、以下の点について記載・規定
 - ・「住民の視点に立った防災計画を策定」すべきであるという考え方。
 - ・原子力事業者において、災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務の明確化。
 - ・即時避難を実施するためのPAZ(施設から概ね5kmを目安)、状況に応じて避難等を実施するためのUPZ(施設から概ね30kmを目安)を設定。
 - ・避難を含めた防護措置の実施基準となるEAL(緊急時活動レベル)、OIL(運用上の介入レベル)の導入。
 - ・PAZにおいて、原子力規制委員会の一義的な判断の下、即時避難と同時に安定ヨウ素剤の投与指示を行い、住民等が避難所等において医療関係者の指示の下で服用できること。
 - ・避難の際、要援護者に対する配慮が必要である旨。
 - ・緊急時環境放射線モニタリングの実施及び事業者の拡散予測結果の確認・検証を行うこと等の方策
 - ・複合災害等を想定した訓練の実施や諸設備の整備。
 - ・オフサイトセンターの要件について以下の基本的考え方を明確化。
 - ①PAZ圏外、UPZ圏内に設置すること
 - ②耐震性や非常電源、放射線防護設備等の機能強化
 - ③UPZ以遠における代替オフサイトセンターの確保

10

(3) オフサイトに関する対応等

①原子力規制委員会による原子力災害対策指針の策定②

(今後の対応、検討方針)

○指針策定に際し残された課題について、「原子力災害事前対策等に関する検討チーム」、「緊急被ばく医療検討チーム」、「緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム」を設置し、検討中。

①原子力災害事前対策等に関する検討チーム

<検討事項>

- ・緊急事態区分に応じた住民の放射線被ばく防護措置の整理
- ・緊急事態区分を判断するための原子力施設の状態(EALに相当)及びその状態に応じて原子力事業者が講じるべき措置
- ・放射線量率の測定及びその結果等に基づく各種防護措置(避難、安定ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限等)の実施基準等(OILに相当)の整理

<今後のスケジュール>

- ・平成25年ができる限り早い段階でEAL・OILの考え方取りまとめ
- ・とりまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映

②緊急被ばく医療検討チーム

<検討事項>

- ・緊急被ばく医療協力体制
- ・人のスクリーニングの実施
- ・安定ヨウ素剤の予防服用

<今後のスケジュール>

- ・平成25年3月目処:緊急被ばく医療のあり方取りまとめ
- ・取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映

11

(3) オフサイトに関する対応等

①原子力規制委員会による原子力災害対策指針の策定③

③緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム

<検討事項>

- ・緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の作成
- ・OILの運用のためのモニタリング
- ・初期モニタリングの結果に基づく住民の線量推定の考え方
- ・事前準備の在り方 等

<今後のスケジュール>

- ・平成24年3月:緊急時環境放射線モニタリングの実施のあり方とりまとめ
- ・順次、原子力災害対策指針へ反映

12

(3) オフサイトに関する対応等

② 内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組

ア 地域防災計画の策定支援

(これまでの対応状況)

<地域防災計画の改定に向けた支援>

- 各自治体における避難計画を含む地域防災計画(各自治体が主体的に作成)の改定に向けた検討に対して、国として、説明会の実施、地域防災計画作成マニュアルの作成による支援を実施。

【地域防災計画作成マニュアル(原子力災害対策編)のポイント】

- ・事態の長期化に備えた動員体制等の構築
- ・連絡作業手順のフローチャート化等の情報連絡体制整備
- ・災害時要援護者の屋内退避、避難収容等の防護活動の実施計画整備
- ・他の自治体や関係機関、企業等との応援協定締結等による体制拡充・強化

- OUPZに含まれる地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が複数の道府県間の広域的な地域防災に関する協議会を開催し、区域内での対策の整合を図る等の調整を実施している(福井県内の各原発(福井県、滋賀県、京都府、岐阜県)、玄海原発(佐賀県、長崎県、福岡県)、島根原発(島根県、鳥取県、関係市)、志賀原発(石川県、富山県)伊方原発(愛媛県、山口県))。

(今後の対応、検討方針)

- さらに、大規模な複合災害を想定した広域避難の枠組みの検討が必要であり、各自治体での避難計画への反映、訓練の実施について、国として支援する。

13

(3) オフサイトに関する対応等

② 内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組②

イ オフサイトセンターの整備

(これまでの対応状況)

<オフサイトセンターのインフラ整備>

- 昨年度から、累次の予算措置により、オフサイトセンターの機能拡充のため、以下の措置を実施。(平成24年度62.3億円)

- ・非常用電源設備の強化
- ・防護服・マスク・飲食料の備蓄拡充
- ・代替オフサイトセンター移転を考慮した通信資機材等の整備

<オフサイトセンターの要件明確化>

- これらを踏まえて、改正原子力災害特別措置法の施行に併せて、オフサイトセンターの要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを昨年9月に策定。

(今後の対応、検討方針)

- オフサイトセンターの立地道府県において、上記の省令改正やガイドラインに基づく施設状況の総点検を行った上で、その結果に応じて施設の移転や設備増強を図る。

- 国は、立地道府県に対し、今年度の緊急時安全対策交付金を活用して、施設の移転や放射線防護設備の導入等に必要な調査・設計費用を支援するとともに、新たな施設の工事費用に対する財政支援につき来年度の予算要求をしている(140億円)。

14

(3) オフサイトに関する対応等

② 内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組③

ウ モニタリング

(これまでの対応状況)

<総合モニタリング計画に基づくモニタリングの実施>

○福島における放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」に沿って、陸域、海域、食品、水環境など様々なモニタリングを実施。

○原子力規制委員会設置以降は原子力規制委員会が放射線モニタリングの司令塔機能を担っており、福島に関しては、関係機関が実施したモニタリング結果の解析及びその公表を月に1回実施中。

<モニタリングの関係資機材の充実・強化>

○事故後、福島県のモニタリングポストはソーラーパネルによる自己発電及び無線通信方式を導入。

○平成23年度3次補正予算において、原子力規制事務所に計3台のモニタリングカーを追加で整備。(平成23年度3次補正:96百万円)

○緊急時モニタリングのあり方について、検討チームを設置し検討中(再掲)。

<その他>

○平成24年度から新たに、現地で緊急時モニタリングに従事する自治体職員を対象としたモニタリング実務研修を実施している。

○また、原子力災害基本計画や原子力災害対策マニュアルの改定において、原子力規制委員会のとりまとめの下、モニタリング、ERSS等の情報集約と公表を行うことを明確化。

(今後の対応、検討方針)

○今後も、総合モニタリング計画に沿って、関係府省等が連携して、陸域、海域、食品、水環境など、きめ細かく抜け落ちの無いよう様々な放射線モニタリングを実施。また、モニタリング調整会議を適時行い、適切なモニタリング計画を策定・運営していく。

○平成24年度内に検討チームによる検討結果をとりまとめ、原子力災害対策指針への反映を行う。

15

(3) オフサイトに関する対応等

② 内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組④

エ 防災訓練

(これまでの対応状況)

<地方自治体等と連携した防災訓練>

○昨年10月に策定した原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域の住民等も含めた関係者との連携のための総合的な防災訓練や実地に近い形の防災訓練を行うことを明記したことを受け、地方自治体等と連携した実務的な防災訓練の実施に向け、現在、詳細検討中。

(今後の対応、検討方針)

○様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを隨時改定するなどして、こうした体制を見直し、不斷に防災体制の強化を図る。

16

(3) オフサイトに関する対応等

② 内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組⑤

オ 複合災害への対応強化

(これまでの対応状況)

<原子力災害対策特別措置法の改正>

- 昨年9月に施行された原子力規制委員会設置法において原子力災害対策特別措置法を改正し、大規模な自然災害等による原子力災害の発生も想定して対応策を整備することを国の責務として明確化した。

<防災基本計画及び原子力災害対策マニュアルの改定>

- 防災基本計画及び原子力災害対策マニュアルの改定において、

- 大規模な自然災害に対応する緊急災害対策本部と原子力災害対策本部との間で物資調達・輸送等の業務を連携協力の下で実施すること
- オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣する体制を整備
- 自治体職員も含め複合災害に対応できるよう参集要員を確保すること等の取組を反映した。

<関係拠点のインフラ整備>

- 原子力災害対策指針において、複合災害等を想定した訓練の実施や諸設備の整備を規定したことを受け、中央と現地の各拠点(官邸、ERC、OFC及び県庁)をつなぐテレビ会議システムやERSSについて衛星通信も配備した。

(今後の対応、検討方針)

- 複合災害を想定した様々な防災訓練等を通じて、不断に防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を隨時改定するなどして、更なる改善を図る。

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	12月3日(月) ~ 12月18日(火)
検査項目	<p>1) 基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉注水系に係る保安活動の実施状況 ②汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況 ③電気設備に係る保安活動の実施状況 ④発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理に係る保安活動の実施状況 ⑤「事故時等における記録及びその保存の徹底について」の確認（抜き打ち検査） ⑥放射線管理の実施状況（抜き打ち検査） ⑦過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況 <p>2) 追加検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不十分な保守管理計画 ②柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、原子炉注水系設備、汚染水処理設備、電気設備及び発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理に係る保安活動の遵守状況の他、震災で中断された平成22年度第4回保安検査で改善状況を確認する予定であった項目（監視1件、違反2件）を含む過去の違反事項に係る改善措置状況の確認を基本検査項目とした。さらに、抜き打ち検査として、放射線管理の実施状況及び事業者から平成24年9月に報告された「事故時等における記録及びその保存の徹底について」の確認も基本検査として実施した。</p> <p>検査の結果、原子炉注水系設備については、運転管理及び保守管理がマニュアルに則り適切に実施されていることを確認した。新たに設置されたバッファタンク用冷凍機やタービン建屋内炉注ポンプの炉心スプレイ系ライン等についても、保全計画が策定され、設備の移管に伴って必要となるマニュアル類の整備が行われていることを確認した。原子炉注水系設備に係る教育・訓練については、マニュアルに基づき、教材を準備し、要員の力量に応じた研修を計画的に実施していることを確認した。原子炉注水系設備の調達管理については、現場での施工内容が調達要求事項に合致していることを施工要領書や施工報告書によって確認しており、ポリエチレン管施工に関する資格は、施工要領書と民間会社の講習受講時の講習会参加者リストにて確認していた。不適合管理については、8月30日に発生した1~3号機における原子炉注水流量に関する運転上の制限からの逸脱事象、11月26日に発生した3号機原子炉注水流量に関する運転上の制限からの逸脱事象並びに現在も続いている炉注水量の自然減少事象に対して、マニュアルに基づき適切に対処していることを確認した。</p> <p>常用高台炉注水ポンプ及び非常用高台炉注水ポンプ周辺の原子炉注水設備に関する保安活動の現場実施状況については、事業者の巡視点検の実施状況を現場で立ち会い、適切に行われていることを確認するとともに、原子炉注水設備に対する異常時の措置を行うために必要な消防用ホースの現場確認を行い、必要数が配備されていることを確認した。</p> <p>以上の確認結果から、原子炉注水系設備の運転管理、保守管理並びに不適合管理はマニュアルに従って実施されており、原子炉注水系設備に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。</p> <p>汚染水処理設備については、ガイドに基づき、交換品リスト及び消耗品リストを作成し、交換品の必要数量の評価や消耗品の定期的な交換・補充を行い管理していることを確認した。汚染水処理関連設備の運転・保守において発生する廃棄物はマニュアルに基づき、実績と予測が廃棄物管理Gに報告されていることを確認した。また、使用済セシウム吸着塔は管理要領に基づいて保管管理が行われていることを確認した。セシウム吸着装置、第二セシウム吸着装置及び多核種除去設備の運転により今後想定される発生量に対して、保管場所を確保するため、一時保管施設の追</p>

設を順次計画していることを確認した。汚染水処理関連設備の運転・保守に必要な運転員の力量確認は要領類に基づき、必要な力量を明確にして教育・訓練を行い、記録していることを確認した。汚染水処理関連設備の巡回点検は要領に基づき、適切に実施されていることを確認した。不適合管理においては、水処理を所掌するグループの管理状況を確認したところ、組織として管理すべき原子力安全や放射線安全等に関する不適合事象が、その他の不適合として管理されていた。組織として管理する不適合の明確な判断基準がないまま、GM個人の判断に委ねられており、その判断にバラツキが生じていることから、保安規定違反（監視）と判断した。

蒸発濃縮装置に係る漏えいの再発防止の観点から、R0-3 床面防水塗装及び油分分離装置設置場所の堰について現場確認を行うとともに、油分分離装置については漏えい発生時の堰からの溢水評価について確認を行った。また、3号機滞留水移送耐圧ホースのポリエチレン管への変更工事状況について現場確認の結果、適切に実施されていることを確認した。

また、保安検査期間中の平成24年12月10日に発生した淡水化処理設備-3における処理水の漏えい事象は淡水化処理設備の改造や運転管理の改善が必要であることから、保安規定違反（監視）と判断した。平成24年12月11日の3号機タービン建屋1階廊下におけるろ過水の漏えい事象は、過去の事例から継ぎ手部からホースが抜け外れることを想定し、慎重な機器の操作法等何らかの予防対策を講じることができたが、それを実施していなかったことから、保安規定違反（監視）と判断した。

以上の確認結果から、汚染水処理設備の運転管理、保守管理並びに不適合管理は、関連するマニュアルに従って実施されており、上記の監視事項を除き、汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。

電気設備では、南側66kV開閉所設備、所内共通M/C2B、所内共通ディーゼル発電機（A）、（B）及び南側66kV開閉所とメタクラの遠方監視装置について、設備追加に伴いマニュアル類が整備され、それらに基づいて保全計画が策定され、手順書、マニュアル等に関する変更も適切に実施されていることを確認した。しかし、安定化センターにて、設備の新設及び改良が行われた後、設備の運用開始にむけた設備管理箇所（発電部門）への移管手順が確立されていないことから、今後の設備の新增設及び改良後の設備の機能要求事項の確保及び状態管理が十分に行われないリスクがあることが確認された。本事象は業務に必要なプロセスが確立されていないので、保安規定違反（監視）と判断した。5号機及び6号機の非常用ディーゼル発電機、電気設備（M/C）及び関連機械設備については、「震災後の長期停止に伴う福島第一原子力発電所 5号機（6号機）点検長期計画」にて保守管理を実施している。5号機及び6号機の非常用ディーゼル発電機に関する定例試験とその記録の通知は適切に実施されていることを確認した。

電気設備については、所内共通ディーゼル発電機（A）、（B）及びその関連設備の設置状況が適切であることをそれらの設置場所である使用済燃料共用プール建屋において確認した。

以上の確認結果から、電気設備の運転管理及び保守管理はマニュアルに従い適切に実施されており、上記の監視事項を除き、電気設備に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。

発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理については、一時保管エリアの設定がマニュアルに基づいた手順に従って実施されていることを確認した。敷地境界線量1mSv/年を達成するための対応については、高線量の瓦礫等の保管候補地の選定の際に敷地境界への距離や覆土等による遮へいを考慮していた。設置済みの一時保管エリアについては実績の表面線量率を評価に反映するとともに、高線量瓦礫を敷地中央に移動し、瓦礫の自己遮蔽効果を利用するなどの措置を検討していることを確認した。覆土式一時保管施設からの敷地境界線量評価値は1～4槽分で0.058mSv/年となる。瓦礫の運搬に関しては、マニュアルに基づいて管理票により一時保管または取り出しの申請がなされ、内容の確認、一時保管エリアの指定、及び運搬時の措置について通知していることを確認した。覆土式一時保管施設への一時保管にあたっては、金属瓦礫とコンクリート瓦礫を混ぜ合わせて、瓦礫の種類等に関わらず可

能な限り収納効率を高めるように配置するとともに、運搬にあたっては飛散抑制対策を講じていることを確認した。覆土式一時保管施設の空間線量率、空气中放射性物質濃度、地下水の分析及び巡視については、マニュアル及びガイドにより、空間線量率、空气中放射性物質濃度、地下水の分析及び巡視を行っており、測定結果及び巡視結果は記録を作成し、管理していることを確認した。異常時の対応に必要な資材については、異常時の都度、調達を行う計画となっているが、蛇腹ハウスやテントの膜材の破れ等、蓋然性の高い事象に対して、予め予備品の準備等を検討していることを確認した。

瓦礫等の管理に係る現場確認として、覆土式一時保管施設及び仮設保管設備（Aテント）において瓦礫が適切に保管されていることを確認するとともに、Eヤードにおいて β 汚染物が適切に保管されていることを確認した。

以上の確認結果から、発電所の敷地内で発生した瓦礫等の運用管理はマニュアルに従い適切に実施されており、保安活動の実施状況は適切であると判断する。

平成24年9月に事業者から提出された報告書「事故時等における記録及びその保存の徹底について」の記載内容が実態と一致しているかどうかを確認するため、抜き打ち検査として、5号機、6号機のアラームタイパに関して、現状の装置の仕様等及び保守管理の方法について現場確認を含む検査を実施した。報告書の内容は、設備の実態と齟齬がなく、適切であった。また、免震重要棟遠隔監視室及び水処理制御室における保安規定第12章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容について検査を実施した。免震重要棟遠隔監視室における警報装置のうち、記録すべき警報の範囲が明確でなく、保安規定要求の記録の作成、保管が適切に実施されない状態にあることが確認されたことから、保安規定違反（監視）と判断した。水処理制御室における保安規定で要求される警報装置から発生された警報の内容については、適切に選定され、記録される仕組みとなっていることを確認した。

放射線管理については、被ばく管理が適切に実施されていることを確認するため、「協力企業作業員のAPD未着用」事象の再発防止対策を中心にして、抜き打ち検査として現場確認を実施した。確認の結果から、現場での日常的な被ばく管理は適切に実施されていると判断した。

過去の違反事項に係る改善措置状況については、平成23年度第1回保安検査における「監視」2件、即ち「巡視点検における体制に関する一部不明確について」と「保安活動に使用する社内規定の位置付けについて」の対策実施状況を確認し、改善が確認できたため完了とした。また、平成24年度第1回保安検査における「監視」、即ち「協力企業作業員のAPD未着用」について、対策実施状況を確認した。これまでのところ、事象の再発はなく改善されているが、今後も有効性を確認していく。震災で中断された平成22年度第4回保安検査で改善状況を確認する予定であった監視1件及び違反2件についても、その改善状況を確認した。「福島第一、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所における放射性液体廃棄物を非放射性液体廃棄物処理系排水管へ誤接続し放出した事象について」及び「福島第一原子力発電所5号機における原子炉隔離時冷却系の機能の喪失について」の2件については対策実施状況を確認し、改善が確認できたため完了とした。「福島第一原子力発電所原子炉圧力容器最低使用温度の評価誤り」については、ほとんどの対策は終了していたが、本店の発行する正式版影響評価書による対策が未実施であったため、今後も改善実施状況を確認していく。

追加検査項目は「不十分な保守管理計画」及び「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反」の2件であるが、いずれも対策の検討中または実施途中であったため、今後も改善実施状況を確認していく。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、運転員が免

別表2：保安規定違反判定区分「監視」について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東京電力 株式会社 福島第一 原子力発 電所	5件	<p>【件名 新設及び改良した設備に関する工事部門から発電部門への移管手順の不明確について】</p> <p>今回の保安検査の検査項目である「電気設備に係る保安活動の実施状況」の一環として、新設及び改良した設備に関する発電部門への移管手順について確認したところ、工事担当部門から設備管理部門（発電部門）への設備の移管手順が不明確であった。また、タービン建屋内の炉内注水系ラインに付属する設備が、運用開始後も工事担当部門から設備管理部門に移管されていない等、一部の設備が適切に移管されていないことを確認した。</p> <p>今回確認した事例では、工事担当部門と設備管理部門が、個別事案毎に点検等の所要の措置を講じていたことから、原子力安全に影響がなかったと考えられるが、事故後の現状に即した設備移管に関する明確なルールが定められていなかったことは、保安規定第122条の2（品質保証計画）の第7.1項（業務の計画）に抵触するものであり「監視」と判定する。今後、事業者において、設備移管に係る明確なルールとして、業務フローを作成するとしていることから、その作成状況等について確認していく。</p> <p>【件名 不適合管理における管理対象判断基準の不明確について】</p> <p>今回の保安検査の検査項目である「汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況の検査」の一環として、漏えいに係る不適合が適切に管理されているか確認した。不適合は、その内容や重要度に応じて、組織全体として管理を行う「管理対象不適合」と各担当グループで管理する「それ以外の不適合」とに分けて管理されているが、その分け方の判断基準が不明確であり、結果として、複数の部門で改善を検討すべき事案が、「管理対象不適合」ではなく「それ以外の不適合」として扱われている事例が確認された。</p> <p>これまでのところ、組織として管理すべき不適合と区分されなかつたことに起因する類似事案が発生していないことから、原子力安全への影響は出ていないが、組織として管理すべき重要な不適合が適切に管理されず、組織としての改善の機会を逃すことにより原子力安全への影響を及ぼしかねない状況であることから、保安規定第122条の2（品質保証計画）第8.3項（不適合管理）に抵触するものであり「監視」と判定する。当該事象を受け、今後、事業者は管理対象不適合の判断基準をマニュアル又はガイドにより明確にする、としており、事業者の改善状況等を確認していく。</p> <p>【件名 保安規定で定める運転上の制限に関する警報の記録に関する手順の不明確について】</p> <p>今回の保安検査で抜き打ち検査として実施した「事故時等における記録及び保存の徹底について」の一環として、保安規定第167条（記録）に基づきその記録の作成・保存する警報のうち、運転上の制限に関する警報について確認したところ、その一部である所内電源系統に関わる警報が記録する警報を定めている文書から漏れていることを確認した。しかし、別途関連するマニュアルにより、当直長は重要な警報や監視項目の記録を残すことになっており、施設の状況が適正に作成し保存できていたことから、原子力の安全への影響はなかったと考えられるが、当該警報が保安規定第167条（記録）で求める記録対象として記録する仕組みになっていたことは、「運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容」の記録を求めている同</p>

		<p>条に抵触するものであり「監視」と判定する。事業者は、今後運転上の制限値に係る警報を明確に定めていくとしており、その改善状況を確認していく。</p> <p>【件名 淡水化処理設備 3 のドレンホース抜けによる処理水漏えいについて】</p> <p>平成 24 年 12 月 10 日に発生した当該事象について、今回の保安検査の検査項目である「汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況」の一環として確認を行った。当該事象は、淡水化処理設備の逆浸透膜装置^{*1}で汚染水処理中にドレンホース^{*2}が外れ、そこから処理水が床に漏れ出したもの。</p> <p>通常、汚染水を処理している間は、ドレンホースの弁は閉となっているが、何らかの理由によりこの弁が半分開いた状態となり、ドレンホースに高い圧力がかかったため、抜け落ちたものと推定している。</p> <p>このドレンホースは、汚染水の処理を行っている間は使用しないため、高い圧力がかかれば、容易に抜けてしまう構造であった。したがって、汚染水処理中に弁の誤操作等があれば、ドレンホースが抜けてしまうことは容易に推定でき、その防止対策を事前に講じる必要があることから、保安規定第 122 条の 2 (品質保証計画) 第 7.5 項 (業務の実施) で求めている「適切な設備の使用」を満足せず、同条に抵触するものであり「監視」と判断する。この事象を受け、事業者は、設備的な予防保全等を図るとしており、その状況を確認していく。</p> <p>※ 1 逆浸透膜装置：福島第一原子力発電所の施設内に滞留している汚染水から塩分を除去するための装置。塩分が除去された汚染水は、原子炉に注水される。</p> <p>※ 2 逆浸透膜装置内の汚染水を排水する際に用いるホース。汚染処理中には隔離されており、使用しない。</p> <p>【件名 3 号機タービン建屋ろ過水移送用ホースからの漏えいについて】</p> <p>平成 24 年 12 月 11 日に発生した当該事象について、今回の保安検査の検査項目である「汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況」の一環として確認を行った。当該事象は、福島第一原子力発電所 1 号機のタービン建屋内に新たに設置した滞留水を移送するための配管の耐圧試験中に接合部が外れ、そこから漏洩があったもの。これまでも同様の漏洩事象が発生しており、そのためには必要な予防処置が適切に行われていなかった。接合部から漏洩したのは試験的に通水した汚染のないろ過水であったこと、漏えいが屋内に止まつたこと等から原子力安全への影響はなかったが、これは適切な再発防止対策を怠っていたために発生した事象であることから、保安規定第 122 条の 2 (品質保証計画) 第 8.5.3 項 (予防措置) に抵触するものであり、「監視」と判断する。この事象を受け事業者は、当該設備の施工状況等の調査終了後、必要な対策を講じるとしており、その状況について確認していく。</p>
東京電力 株式会社 柏崎刈羽 原子力発 電所	2件	<p>【件名 5 号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて】</p> <p>今回の保安検査において、「その他の検査」として、柏崎刈羽原子力発電所 5 号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて確認を行った。</p> <p>平成 24 年 11 月 1 日の気体廃棄物管理日報において、5 号機で希ガス放出濃度値が記録されたことに対し、当初、非常用ガス処理系の定例試験時に測定値の一時的なゆらぎがあったものとして当直長に通知されていたが、その後、保安検査官からの問い合わせがあったことも踏まえ、当該事象を詳細に確認したところ、バックグラウンドレベルの計算設定値において、二つある系統のうち他方のモニタのバッ</p>

特定原子力施設監視・評価検討会 第3回会合

議事次第

1. 日 時 平成25年2月1日（金）14：00～17：00
2. 場 所 原子力規制委員会 13階会議室A
3. 議 題
 - (1) 多核種除去設備（ALPS）について
 - (2) 現存被ばく状況における線量低減対策について
 - (3) 4号機使用済燃料プール等からの使用済燃料取り出しに係る安全性について
 - (4) 3号機燃料取り出しカバーについて
 - (5) 1～4号機原子炉建屋の耐震性に関する全体的な考え方について
 - (6) その他
4. 配布資料

資料1：多核種除去設備の運転開始に当たっての安全評価 再説明資料
資料2：福島第一原子力発電所 現存被ばく状況における線量低減対策について
資料3-1：福島第一原子力発電所 4号機使用済燃料プール等からの使用済燃料取り出しの安全性について
資料3-2：福島第一原子力発電所 運用補助共用施設共用プール棟耐震壁の耐震安全性評価について
資料4：福島第一原子力発電所 3号機燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性について
資料5-1：福島第一原子力発電所 1～4号機本館建物の基準地震動S.sに対する耐震安全性評価について
資料5-2：福島第一原子力発電所 4号機原子炉建屋の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について（報告）
資料6：個別指摘事項の確認状況について

<参考資料>

- 参考1：特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について
- 参考2：原子力規制委員会が持っている問題意識について
- 参考3：会合後に外部専門家から提出されたご意見
- 参考4：多核種除去設備に関する補足説明資料

<机上配布>

- ・福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（東京電力株式会社）